

## NICEWEB 申請（電子申請を含む）システム 利用案内

一般財団法人 なら建築住宅センター

当センターではお客様の申請手続きの利便性の向上を図るため、「NICEWEB 申請（電子申請を含む。）システム」を2022年4月1日より導入します。同システムはインターネットを利用して、各種申請を電子データで行っていただくものです。なお、本申請時に、電子データでそのまま申請する方法（電子申請）と従来のとおり紙で申請する方法を選択できます。

NICEWEB 申請システム導入に伴い、これまでご利用していただきました「楽ならネット（WEB 申請システム）」2022年5月1日から新規申請物件の取扱いができなくなります。

現在、楽ならネットの利用者登録をされている方は、4月末までに NICEWEB 申請システムの利用者登録（会員登録）をしていただき、NICEWEB 申請システムをご利用していただきますようお願いいたします。

## 1 NICEWEB 申請システムの特徴

### (1) システム利用料無料 いつでも申請可能

システムの利用料は無料です。

当センターにご来店していただくことなく、24時間365日いつでも申請していただけますので、申請のための移動時間、交通費が節約できます。

### (2) 電子申請も可能で、申請図書の印刷・製本が不要

電子申請では、申請はすべて電子データで行っていただけるので、本申請に際して確認申請図書の印刷や製本をする時間や費用が節約できます。

### (3) 便利な申請書作成機能

通常、申請データはPDFで送付していただきますが、建築確認、フラット35（新築戸建）、性能評価（戸建）の申請書については、電子データを NICEWEB 申請システムに直接入力して作成願います。この場合、委任状や概要書、工事届なども入力内容がリンクされ、自動作成できます。

また、確認申請プログラム（申プロ）で作成した建築確認の電子データは、システムへの読み込み可能です。

### (4) 申請物件の進捗状況の把握が容易

申請一覧画面で物件毎の進捗状況が一目で把握できます。

### (5) 社員や他社のパートナーと情報共有

申請物件の情報を社員の方や他社のパートナーの方と共有することができ、申請データを協力して作成したり、進捗状況等の情報を共有したりすることが可能です。

### (6) チャット画面で、やり取り

申請物件毎にチャット画面が表示され、当該物件における質疑・補正対応履歴が時系列で確認可能です。

## 2 NICEWEB 申請システムの申請対象物件

NICEWEB 申請システムを利用して申請できる物件は、当面の間、次の（１）及び（２）とします。

なお、次の（１）及び（２）に該当しない申請物件で、NICEWEB 申請システム利用を希望される場合は、あらかじめセンターとご協議願います。

また、NICEWEB 申請システムを利用して検査申請をされる物件は、当センターに NICEWEB 申請システムを利用して電子申請をされた物件に限ります。

### (1) 建築確認・フラット 35

建築基準法第 1 項第 4 号又は第 6 条第 1 項第 1 号、第 68 条の 10、第 68 条の 11 に該当するもので、構造計算書の添付がないもの。

### (2) 住宅性能評価等 ※1

①戸建て住宅

②店舗併用住宅

③住宅メーカーの認証付きの床面積が 500 m<sup>2</sup>以下の共同住宅（RC造を除く）

※1 住宅性能評価等とは、住宅性能評価、長期優良住宅（長期使用構造等の確認）、低炭素建築物、住宅性能証明、BELS評価、現金取得者向け新築住宅証明とします。

## 3 NICEWEB 申請システム利用推奨環境

### (1) OS

すべてのOS

### (2) WEB ブラウザ

GoogleChrome、MicrosoftEdge、FireFox、Safari その他

### (3) 表計算ソフト

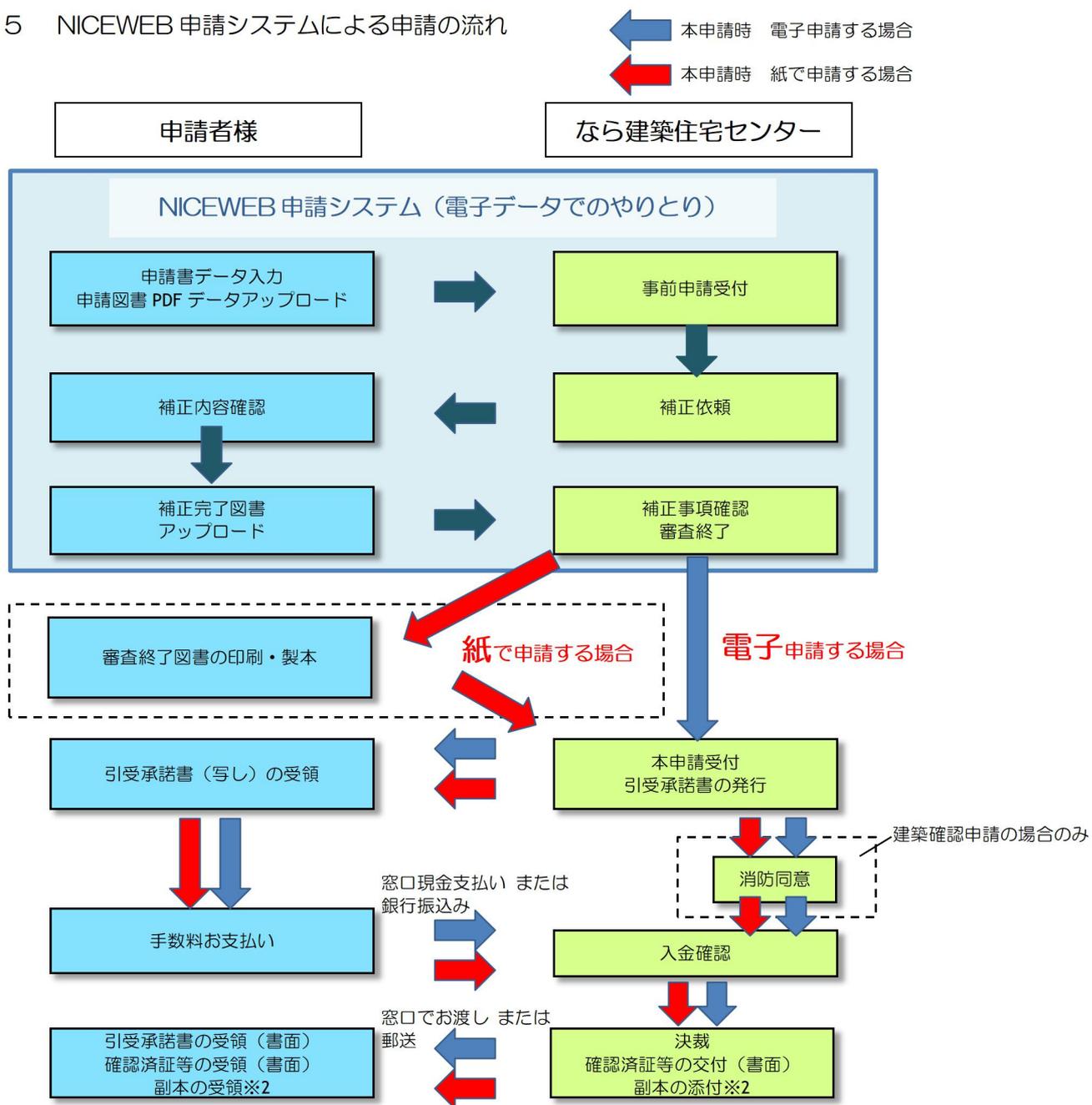
Excel

## 4 NICEWEB 申請システムの利用者登録（会員登録）

NICEWEB 申請システムご利用にあたっては、あらかじめ会員登録が必要となります。センターホームページ掲載の「NICEWEB 申請システム利用規約」をご確認の上、センターホームページトップ画面から新規会員登録申請を行ってください。

詳しい登録方法については、「NICEWEB 申請システム操作マニュアル（申請者用）」をご覧ください。登録内容を確認後、登録申請いただいたメールアドレス宛に ID をご連絡します。なお、ID のご連絡は、当センターの業務時間内となりますので、ご了承ください。

5 NICEWEB 申請システムによる申請の流れ



本申請時に電子申請する方法と紙で申請する方法の選択

※2 本申請受付時、申請図書を紙でご提出される場合は 副本を書面でお渡しします。電子申請の場合、副本は NICEWEB 申請システムよりデータをダウンロードしていただきます。

「電子申請」する場合と「紙」で申請する場合の入力方法

本申請時、電子申請する場合：署名方法「電子申請」にチェック

本申請時、紙で申請する場合：署名方法「紙申請」にチェック

## 6 申請の際のお願いと注意点

### (1) 電子申請した物件は一貫して電子申請で

NICEWEB 申請システムを利用して、確認申請を電子申請された物件において、その後のすべての申請（各種変更届・計画変更・検査申請等）も同じように 電子申請していただく必要があります。途中から紙申請に切り替えることはできません。同様に確認申請を紙申請された物件は最後まで一貫して紙申請していただきます。

### (2) 確認申請書の直接入力には 1 ポイント進呈

建築確認、フラット 35（新築戸建）、性能評価（戸建）の申請書については、NICEWEB 申請システムに電子データを直接入力して作成して下さるようお願いいたします。このうち、確認申請プログラム（申プロ）を使用して作成した建築確認申請書の電子データは、同システムへの読み込み可能です。

電子データを直接入力していただくか、申プロを読み込んで作成した確認申請物件には、センターの確認申請ポイントを 1 ポイント進呈いたします。

### (3) 1 枚の図面につき 1PDF ファイル

図面は PDF 形式のファイルで添付いただきますが、1 枚の図面につき 1PDF ファイルとしてください。ひとつの PDF ファイルに複数の図面を入れないようお願いいたします。

### (4) 外字・旧字体などの使用はできません

NICE WEB 申請システムは外字や旧字体、機種依存文字には対応しておりませんので、ご注意ください。使用可能な文字は以下に掲げるもののみとします。

- ① 半角英数字及び記号は、JISX-0201-1997 を使用する。
- ② 全角漢字は、JIS 第一水準漢字、JIS 第二水準漢字を使用する。
- ③ フリガナ以外において、カタカナを使用する場合は、全角カナを使用する。

## 7 NICEWEB 申請システムに関するお問い合わせ先

利用案内、利用規約、会員登録、 操作マニュアル等に関すること	本店総務課お客様係	電話：0742-27-8601 FAX：0742-27-8602
確認・フラット 35 の審査に関する こと	本店確認審査課	電話：0742-27-8601 FAX：0742-27-8602
	中和支店確認審査課	電話：0745-21-5721 FAX：0745-21-5722
性能評価・長期使用構造等の確 認・省エネ判定・省エネ関連業務 等の審査に関すること	本店業務課住宅性能評価係	電話：0742-27-6555 FAX：0742-27-6502